

中部運輸局自動車交通部

令和元年12月18日 14時00分発表

お問合せ先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

岡田、大石 TEL 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局輸送・監査担当

久世、榊原 TEL 059-234-8411

同時発表：三重県政記者クラブ

乗合バス事業者を警告処分

中部運輸局は、道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、文書による警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：三重交通株式会社（代表取締役 竹谷 賢一）

住 所：三重県津市中央1番1号

営 業 所：桑名営業所（三重県桑名市大字小貝須字新堀北1593番地3号）

2. 行政処分等の内容

令和元年12月18日付け 文書警告

3. 監査端緒

令和元年10月4日、「陽だまりの丘線」（桑名駅前22時00分発、陽だまりの丘22時25分着）の運行終了後、車庫に入庫した際に車内点検を怠り、乗客を車内に取り残したため。

4. 法令違反内容及び違反条項

輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行しなかった。

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 2点